

移住定住促進に向けた支援施策



空き家・空き地バンク制度

南阿蘇村では空き家・空き地を売買・賃貸物件として有効活用することを目的として「空き家・空き地バンク制度」を設けています。

現在、南阿蘇村の委託を受けた宅地建物取引業者が空き家の調査に入っています。ご近所で空き家の写真を撮影したり、お話を伺ったりしますのでよろしくお願ひします。

空き家・空き地バンク制度とは？

登録の空き家・空き地の物件情報を「南阿蘇村移住サイト」で紹介する制度です。

南阿蘇村の委託を受けた宅地建物取引業者が担当に付き、内見から契約手続きまで対応します。南阿蘇村は契約には介入しません。物件所有者と移住希望者のマッチング（お見合い）をおこないますので、お互いに納得したうえでの契約となります。

登録は無料ですが、契約成立の際に担当の宅地建物取引業者に手数料を支払う必要があります。

契約後、家財道具などの処分、家屋の改修についての補助金制度があります（条件があります。詳しくは定住促進課までお問い合わせください）。

所有の空き家、空き地の管理や処分でお悩みの人、お気軽にご相談ください。制度を利用しない人でもご相談OKです！



空き家・空き地バンク相談窓口
定住促進課まで
TEL0967(67)2705

定住支援員制度が生まれ変わりました

田舎ともだち相談員制度

この制度は、南阿蘇村への移住を希望する人や、定住したての人の相談者・交流相手として「田舎ともだち相談員」を紹介することで、安心して定住できる環境をつくることを目的としています。

令和4年6月の空き家・空き地バンク制度改正と併せ、活動内容を大幅に変更し、名称を「田舎ともだち相談員」に改めました。

移住前に地域の話を知りたい人、移住後の生活に悩む人などの相談相手として紹介します。

令和5年度
田舎ともだち
相談員の紹介



井上 智
(喜多)

活動内容

- 移住希望者、移住者との対談、交流
- 移住定住交流会などへの参加
- 移住者への生活相談受付



山内 健正
(中松一)



植山 弘美
(両併二)



お試し移住体験施設

南阿蘇村の生活を体験したい人向けに、リノベーションした古民家をお試し移住の体験施設として貸し出しています。利用は村外に居住する人で、南阿蘇村への移住を希望されている人に限ります。最長29泊30日までの利用が可能です。

南阿蘇移住サイト <https://minamiasoiyuu.jp/>



〈問い合わせ〉定住促進課 TEL0967 (67) 2705